

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例（平成23年12月21日京都市条例第22号）（行財政局芸術大学整備改革推進室）

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）が譲渡し、又は担保に供することについて地方独立行政法人法第44条第1項の規定により市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めることとしました。

本条例において定める法人の重要な財産は、次に掲げる財産で、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）の金額が1件につき80,000,000円以上であるものとします。

- 1 土地（信託の場合を除き、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに限る。）
- 2 土地以外の不動産
- 3 動産
- 4 不動産の信託の受益権

この条例は、法人の成立の日から施行することとしました。

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第22号

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡し、又は担保に供することについて地方独立行政法人法第44条第1項の規定により市長の認可を受けなければならない重要な財産は、次に掲げる財産で、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）の金額が1件につき80,000,000円以上であるものとする。

- (1) 土地（信託の場合を除き、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 土地以外の不動産
- (3) 動産
- (4) 不動産の信託の受益権

附 則

この条例は、公立大学法人京都市立芸術大学の成立の日から施行する。

(行財政局芸術大学整備改革推進室)